

令和4年1月12日

おはようございます。先ほど本部員会議を行いまして、そこで感染拡大阻止宣言これを出すということになりましたので、皆さんにもお知らせをしたいと思います。

1週間の合計の新規の感染者が142人を超えたと。10万人あたりの8人を超えているという状況であります。お手元に先程の本部員会議の資料があると思います。資料の1と右肩に書いてあるものをご覧いただきたいと思います。これの2ページ目を見ていただきますと、直近の1週間と最近の1週間の比較が書いてありまして、直近の1週間、一番近い1週間では8.59人ですので、それで感染拡大阻止宣言の基準を満たしているということです。その前の1週間との比較で30.4倍、実に非常に大きな速いスピードでの感染ということになります。3ページ目は医療圏別、年齢別の患者の発生状況。若い人が多いという状況です。これは第5波のときもそういうふう聞いております。最初は若い人が多かったが、次第に高齢者に感染が拡大していったということでもあります。4ページ目を見ていただきますと、県外由来が多いだろうということでもあります。昨日申し上げましたが、まだ三重県内で市中感染が発生しているという確たる情報には接していないという状況でございます。

それから特に申し上げなきゃいけないのは5ページでありますけれども、直近の感染状況の推移を見ていただきますと、アラート発動から感染拡大阻止宣言まで、第5波の時はまだこの制度はなかったのですが、仮に制度があったということで数値を置いてみました。第5波のときは今日発出をして、すぐ感染拡大阻止宣言まで、アラートから12日かかっているのですが、オミクロンが中心になっているというふうに見込まれる今回の第6波はわずか3日でこの数値を達成しているということでもあります。それから6ページをご覧いただきますと、これはスクリーニング検査の結果であります。またゲノムが全部できていません。オミクロンであるものが結構多いのではないかとことを示しております。

それから特に申し上げたい2番目でありますけれども、7ページをご覧いただきたいと思います。ワクチンを接種していても感染をしてしまうというものです。ただこれは聞いておりますのは、ワクチンを接種している場合、やはり感染をしにくいというふうに思われるということと、重篤化はしにくいと思われるというふうに言われております。その上で申し上げますと、ここにございますように2回接種をしている人でも、これデルタ、オミクロン区別はしておりませんが、ここに書いてございます集計期間12月1日から1月11日までで集計をしますと、2回接種をしている人でも感染している人が65.4%を占めていると。3回目の方もおられますので、この方0.6%を加えますと、3回接種をしている人まで入れると66%の人が感染者の中にワクチン接種している人が占めているということでもあります。それからオミクロンだけでとりあえずやってみると、このような数字は書いてございません。ゲノム解析がオミクロンの場合は10名解析結果が出ております。オミクロン10名は確定ということですが、このうち未接種は4人、それから2回接種した人が6人あります。これ以外に、この10名以外ですね、スクリーニング検査いわゆるデルタ株のスクリーニング検査が陰性、すなわちオミクロンである可能性がかなり高い人、これはまだ

ゲノムの結果が出てないのですけれど、その人が48人、10人以外に48人います。この10人と48人を合計しますと58人ということになりますけれども、この58人の中でワクチン接種をしていない人は9人おられる。そして2回接種をしている人が49人おられるということです。2回接種をしている人がオミクロンであろうと思われるものに感染をされている人。これはちょっとこの後変わる可能性もありますけれども、現段階で申し上げると84%の人が2回接種している人であるということでもあります。そういったことも考えまして、基準にも達しているということで本日感染拡大防止宣言を出しています。県境を越える移動は避けていただきたいということです。ただし先程の会議でも申し上げたのですけれども、今回のオミクロンに関しては、社会機能の維持とどう両立させていくかというところがポイントであります。感染者がかなり増えてきた場合には、やはりブレーキをぐっと踏んでいかなければいけないのですけれども、病床の使用率なども見ながら、これからの対応を考えていく必要があるかというふうに思いますが、少なくとも県境を超える移動は避けていただきたい。ただし先ほどの社会機能の維持と申し上げましたが、どうしても必要なものですね、これはビジネス活動も含まれてきますけれども、そういったものはご判断で続けていただくものもあろうというふうに思っています。

次のページをお願いします。

(資料を提示)

先ほど申し上げたとおりです。ここについては前回アラートの時にも申し上げたとおりであります。

次のページをお願いします。

(資料を提示)

この赤いところが今回のポイントであります。これは法律の24条9項に基づく要請です。申し上げたいのはマスク会食、黙食。飛沫感染であろうというふうに言われております。これは引き続きオミクロンでも変わらないということです。食事の時にマスクを外すということが感染の危険性を高めます。マスクを外した時は喋らない。喋る時は食事中であってもマスクをつけていただきたい。できれば黙って食べるということをしていただくということでもあります。人数については前回申し上げたとおりです。

次のページをお願いします。

(資料を提示)

事業者の皆さんにも先ほどの点、お願いを申し上げたいということでもあります。特に在宅勤務なども活用していただきたい。これは前回の第5波の時、さらにその前のアルファ株の時も変わらないものであります。とにかく基本的な感染拡大防止対策を県民の皆さんお一人一人にして頂きたいというふうに思います。

私からは以上です。